

被災者支援策における被災ごみ対応

1 家庭内の被災ごみについて

(1) 仮置き場へ搬入

次の場所に仮置き場を設けておりますので、分別して置いてください。

仮置き場	ごみの種類
明神公園	家屋等に流入した土砂, 被災ゴミ（木くず・浸水した家財・家電4品目）
三迫第2公園	
月見町地内街路事業用地（月見町11番地）	
大立公園	家屋等に流入した土砂のみ
寺迫高架下コミュニティ広場	

(2) 海田町環境センターへの自己搬入が可能な場合について

海田町環境センターへ自己搬入する場合は、分別して搬入してください。

（受付時間：平日は午前9時から12時，午後1時から4時まで

土曜日は午前9時～11時30分まで）

持ってくるもの：海田町の住所のわかるもの（運転免許証，保険証等）

(3) 海田町環境センターへ搬入できない被災ごみの収集について

現在、ごみ収集車が入ることができない被災地で、ごみステーションの使用が可能な地区はごみステーションに、ごみステーションの使用が困難な地区はご自宅の近くの交通の妨げにならない場所へ被災ごみをお出しのうえ、海田町環境センター（電話823-4601）へご連絡ください。順次回収してまいります。

なお、ごみの排出が困難な場合は社会福祉協議会でボランティアでの支援を行っておりますので、海田町社会福祉協議会へご連絡ください。

2 事業ごみの収集について

事業ごみは、これまで委託している許可業者へ依頼してください。

仮置き場には出さないでください。

なお、海田町環境センターへ直接搬入された場合、被災ごみのみ事業ごみ処理料を免除することができます。（罹災証明申請時の受付の写しと印鑑が必要です。）

また、産業廃棄物は、海田町環境センターへ搬入できません。処理は許可業者へ依頼してください。